

収 入

印 紙

## 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 三重県立看護大学大学案内制作業務
- 2 履 行 場 所 公立大学法人三重県立看護大学  
三重県津市夢が丘1丁目1番地1
- 3 契 約 期 間 令和3年 月 日から令和6年5月20日まで
- 4 契 約 金 額 金 円  
(内消費税及び地方消費税額 円)  
(令和4年度 円、令和5年度 円、  
令和6年度 円)
- 5 契 約 保 証 金 金 円（又は 免 除）

委託者「公立大学法人三重県立看護大学（以下「甲」という。）」と、受託者「  
（以下「乙」という。）」との間において、上記業務委託について契約を締結  
し、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年規程第41号。以下「規則」  
という。）及び次の条件によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞ  
れ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 菱沼 典子 印

(乙) 住 所 (所在地)

(氏名) 印

(総 則)

- 第1条 甲は、別添仕様書により三重県立看護大学大学案内制作業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の契約金額及び契約期間をもって乙に委託するものとする。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 本契約、仕様書等にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年規程第41号）第27条に基づき、経理責任者が出納責任者に対して支出いを命じた時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 2 本条の規定は、本契約の終了後又は解除後も適用する。

(個人情報の保護)

- 第4条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(再委託の制限)

- 第5条 乙は、甲の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(調査等)

- 第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、若しくは契約期間を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約期間の延長)

第8条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により第1条第1項に定めた契約期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して契約期間の延長を求めることができるこの場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定める。

(貸与品等)

第9条 甲は、乙が委託業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等を乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項に規定するデータ、その他の資料等を機密情報として取り扱い、委託業務以外の目的に利用することなく、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りでない。

(検査及び引き渡し)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、業務委託において成果品が発生したときは、遅滞なく書面をもって甲に検査を申し出るものとする。

3 前項の規定に基づく検査の結果、成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に契約期間の延長、契約金額の増額等を甲に求めることはできない。

4 甲は、第2項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって当該業務の完了を確認したときは、書面をもって乙に通知するものとし、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。

5 本条に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて契約期間に含むものとする。

6 本条に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(著作権の帰属等)

第11条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に

規定する権利を含む。以下同じ。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
- 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻訳等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 甲は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結する。
- 8 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

#### (第三者の権利侵害)

第12条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

なお、大学案内の学生及び教職員の肖像権に関することは、甲が乙に代わり紛争処理を行う。

2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議して、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(2) 甲が成果品を利用することが可能となるよう、第三者の許諾を得ること。

3 本条の規定は、本契約の終了後又は解除後も適用する。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第13条 乙がその責めに帰すべき事由により、委託業務を契約期間内に完了できない場合は遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定される政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の規定及び第13条第3項の規定による成果品の修正後の納入において契約期間を経過した場合の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第16条及び第17条に規定する契約解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これら

の命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1)断固として不当介入を拒否すること。
- (2)警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3)甲に報告すること。
- (4)契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1)委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
  - (2)前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (3)この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
  - (4)「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - (5)この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の

1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあつては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は乙の契約の履行が不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約を履行できないとき。

2 第16条第3項の規定は、前項第1号の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第18条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第9条第1項の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。

3 前項の場合において当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害の賠償)

第19条 前条の場合において、甲が損害を生じたときは、甲は乙に対して前条の違

約金を超える部分については、契約金額を上限としてその賠償を求めることができる。

- 2 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙の責任において処理（金銭的賠償を含む。）するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する場合はこの限りでない。
- 3 甲の責に帰すべき事由により本契約に関し乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 4 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議して決めるものとする。

#### （代金の支払）

第 20 条 代金の支払いは、次の区分に基づき支払うものとする。

令和4年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和5年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和6年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）

- 2 乙は、第10条に規定する検査に合格し甲から通知を受けたときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。
- 3 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 4 甲の責めに帰する事由により、前項の支払期限までに業務委託料を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

#### （契約外事項）

第 21 条 この契約に定めのない事項は、日本国法令、三重県条例規則及び公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則等の定めによるものとする。

#### （紛争または疑義等の解決）

第 22 条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

#### （管轄裁判所）

第 23 条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### （補則）

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。